

年末年始にかけて労働災害防止 の取り組みを強化しましょう！！



庁舎入口に「SafeworkKANAGAWA」の大型看板を設置しました。
また、安全の象徴である安全旗も更新し、年末年始を迎えます。

安全 + 第一

「SafeworkKANAGAWA」について

首都圏4局（神奈川・埼玉・千葉・東京）が平成25年度を初年度する「第12次労働災害防止推進計画」におけるキャッチフレーズを「Safework」としてロゴマークを策定し、合同で労働災害防止の取り組みを展開しており、神奈川労働局では、「SafeworkKANAGAWA」をキャッチフレーズとする官民一体となった取組を推進しています。

「SafeworkKANAGAWA」ロゴマークは、「労働災害防止活動の推進」、「事業場内外の安全衛生意識の高揚」を目的とする場合には、各団体、企業、個人が自由にご活用いただけますので、神奈川労働局のホームページからダウンロード（無償）し、使用方法等をご確認の上、ご活用ください。

神奈川労働局ホームページ

<http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

トップページ下のバナー
をクリックしてください。



厚木労働基準監督署長メッセージ

日ごろから労働災害防止の取組に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、当署管内（厚木市・海老名市・座間市・大和市・綾瀬市・愛甲郡）では、労働災害が多発している状況にあり、第12次労働災害防止推進計画（平成25年から平成29年の5年間）の目標を達成することが困難な状況にあります。

特に製造業における労働災害の増加が顕著であり、重点対象としている食料品製造業にあっては、大幅に増加しているほか、建設業、道路貨物運送業、社会福祉施設などの業種でも増加しています。

これから年末年始にかけて、多忙な時期を迎える事業場も多いものと考えますが、労働災害の多くは、在来型の労働災害であり、基本的な動作を確認し、的確に行動をとることで未然に防止することができるものと考えております。

つきましては、労働災害防止のために以下の3点を実施いただきますようお願い申し上げます。

厚木労働基準監督署長 中村 宏彰

- 1 経営首脳者が労働災害防止の取り組みを宣言し、
労働者とともに活動すること。**
- 2 経営首脳者自ら職場巡視を実施し、
危険要因を排除すること。**
- 3 作業方法及び作業手順の遵守状況を確認すること。**